北海道告示第10370号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年8月15日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 4 月 15 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ深川店

深川市5条20番1号

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村 嘉則 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則 東京都港区西新橋 3 丁目 9 番 4 号
 - (変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則 東京都千代田区丸の内1丁目3番2号
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者職氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式	代表取締役社長	札幌市中央区北8条西 21 丁目1番
会社	山尾 啓一	10 号
株式会社フォトランド	代表取締役 近江 定夫	札幌市東区苗穂町 10 丁目 1 番 48 号
株式会社ブックプラザ	代表取締役 芝垣 敏久	札幌市西区八軒4条2丁目3-16
マックスバリュ棟共用部分	_	_

(変更後)

小売業者名	代表者職氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式	代表取締役社長	札幌市中央区北8条西 21 丁目1番
会社	出戸 信成	10 号
株式会社フォトランド	代表取締役 近江 定夫	札幌市東区苗穂町10丁目1番48号
株式会社ブックプラザ	代表取締役 芝垣 敏久	札幌市西区八軒4条2丁目3-16
マックスバリュ棟共用部分	_	_

(4) 変更の年月日

上記 (3) のア 平成 27 年 10 月 1 日

上記 (3) のイ 平成 24年11月12日

(5) 変更する理由

上記(3)のア 本社住所の変更

上記(3)のイ 代表者の変更

2 届出年月日

平成 28 年 4 月 5 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 28年4月15日(金)から同年8月15日(月)まで

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで